

○岸田総理 『国家安全保障戦略』で示した防衛装備移転の意義は、力による一方的な現状変更を許さないための重要な政策手段であること。その意義に照らして、完成品の第三国移転を含めて、国際共同開発、生産性向上に幅広く円滑に取り組むことが国益にかなうと考えております。

○長島 他方で、これは戦後初となる戦闘機の海外移転ということになりますから、国民の一部に懸念があることも事実です。特に我が国の平和安全国家の基本理念や戦後の歩みに反するのではないかという慎重論がある。「平和国家」としての基本理念との適合性についてご説明をいただきたい。

○岸田総理 我が国は、平和憲法の精神にのっとりた専守防衛の方針の下、自衛隊発足以来七十年にわたり、戦闘機を運用してまいりました。戦闘機は侵略を阻止し、我が国を守る重要装備であると考えます。戦闘機が有する抑止力、これは新「移転三原則」に示された、地域における抑止力の向上に資するものだと考えます。移転にあたっては、個別の案件ごとに移転先を厳格に審査し、適正管理を確保する。平和国家としての基本理念に反するものではないと考えます。

## ■サイバー攻撃

○長島 JAXA の高い技術力を狙って昨年からのサイバー攻撃が行われ、ネットワーク機器の脆弱性が悪用され、内部情報の漏えいが確認された。さらに重要インフラである港湾や病院、さらには防衛省、外務省にもサイバー攻撃がなされたと報道されています。それぞれのサイバー攻撃に対する攻撃者の特定（アトリビューション）はできているのでしょうか。



○松村国家公安委員長 全てについて把握が出来ておりませんが、その調査をすすめておるところでございます。

○長島 アトリビューションについては、電気通信事業法の「通信の秘密を保障」の壁で阻まれ、発信元にアクセスすることは不正アクセス禁止法でできない。こういう現行法の壁がある、このように理解してよろしいですか。

○河野デジタル担当大臣 検閲を禁じ、通信の秘密を守るということは、憲法に規定されていることでございます。そういう中でいかにアクティブサイバーディフェンスを行っていくか、憲法上、あるいは法律上の問題をクリアしていかなければならない。

○長島 憲法 21 条に「通信の秘密」の保障が規定されているので、法制化はなかなか難しいとの指摘ですね。憲法 21 条 2 項では「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と明記。憲法学界の通説では、検閲は絶対的禁止。しかし、通信の秘密は公共の福祉による必要最小限度の制約を受けるという解釈。政府解釈も同じですね。



○内閣法制局長官 公共の福祉の観点から、必要やむを得ない限度で一定の制約に服するべき場合があると考えている。

○岸田総理 サイバー能力の向上は、現在の安全保障環境を鑑みると急を要する。可能な限り早期に法案を示せるよう検討を加速していく。

○長島 一番の課題は憲法 21 条「通信の秘密」の保障と公共の福祉のバランスです。国の安全と重要インフラの防護というのは、最大の公共の福祉です。法制局長官答弁のように、通信の秘密は聖域ではありません。今国会でこれを乗り越える法案提出を行うことを強く求めて、質問を終わります。

